

## 大規模施設等協力金 申請要領

### I 協力金の趣旨

県では、令和3年8月8日からのまん延防止等重点措置の適用、さらに8月20日からの緊急事態措置の適用等に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、県内全域の大規模施設（建築物の床面積1,000㎡超の施設）に対して、以下のとおり営業時間の短縮等を要請しました。

この要請に応じて、営業時間短縮に御協力いただいた施設の運営事業者及び当該施設内のテナント・出店者を対象に「新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（大規模施設等）」（以下「協力金」とします。）を支給します。

### II 要請内容等

- 要請期間**
- ① 令和3年8月8日（日）から9月12日（日）までの全36日間（茂木町、那珂川町以外）
  - ② 令和3年8月14日（土）から9月12日（日）までの全30日間（茂木町、那珂川町以外）
  - ③ 令和3年8月16日（月）から9月12日（日）までの全28日間（茂木町）
  - ④ 令和3年8月19日（木）から9月12日（日）までの全25日間（那珂川町）
  - ⑤ 令和3年8月20日（金）から9月12日（日）までの全24日間（県内全域）

**対象施設** 建築物の床面積が1,000㎡を超える、別表1の施設

- 要請内容**
- ・営業時間を5時から20時までとする  
（イベント開催時及び映画館は21時までとする）
  - ・酒類の提供（利用者による持込みを含む）を行わない
  - ・カラオケ設備を使用しない
  - ・イベント関連施設等の収容人数については、「イベントの開催についての要請」の人数上限等と同基準とする
  - ・入場者の整理等を徹底する

### III 支給対象

以下のいずれかに該当する施設

#### 1 大規模施設

県からの営業時間短縮要請（以下「時短要請」とします。）に応じた、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える別表1の施設。

#### 2 大規模施設内のテナント・出店者等

1の大規模施設の一部を賃借（※1）することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント・出店者（※2）で、大規模施設が時短要請に応じたことに伴い、営業時間の短縮を行った店舗（※3、※4）（ただし、特定百貨店店舗（※5）は除く。）及び、大規模施設に該

当する映画館運営事業者（建築物の床面積が 1,000 ㎡を超えるもの）に映画を配給する映画配給会社。

- (※1) 大規模施設の敷地内等において当該施設運営者等との契約に基づき、移動販売を継続的に行うことも含みます。
- (※2) 飲食店に対する営業時間短縮要請の対象とならないテイクアウト専門店は対象となります。
- (※3) 契約に基づき店舗を設ける予定を有していたが、時短要請を受けて実際に設けることができなかった場合を含みます。
- (※4) 大規模施設が時短営業することにより、やむを得ず時短営業することになった場合は、業種を問わず（生活必需物資販売店を含む）支給対象となります。
- (※5) 百貨店等において、その施設内の店舗の売上が一旦当該百貨店等に計上され、その後分配される契約形態をとっており、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗。  
※これに該当する店舗分については、百貨店等運営事業者が手続を行うこととなります。

#### IV 申請要件

##### 1 大規模施設に対する協力金

次の要件をすべて満たし、申請にあたって同意すべき事項に同意すること。

- (1) 栃木県内において営業している「建築物の床面積が 1,000 ㎡を超える要請対象施設」の運営事業者であること。なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除く。
- (2) 要請期間中のすべての日で要請に応じた運営事業者であること。
- (3) 要請以前から午後 8 時（イベント開催時及び映画館は午後 9 時）を超えて営業を行っていたが、県の要請に応じて、要請期間の全期間を通して午後 8 時（イベント開催時及び映画館は午後 9 時）までに営業時間を短縮したこと。
- (4) 酒類の提供（利用者による持込みを含む）を行わないこと。
- (5) カラオケ設備を使用しないこと。
- (6) 入場者の整理等を徹底すること。
- (7) イベントの開催に当たっては、特措法第 24 条第 9 項に基づき要請された開催制限と同一の人数要件及び収容率等を遵守したこと。
- (8) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、感染拡大防止のための適切な取組を実施していること。
- (9) 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を実施していること。
- (10) 要請対象月に、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS 支援事業、栃木県地域企業事業継続支援金や飲食店等に対する時短協力金等の支給を受けていないこと。
- (11) 代表者、役員、従業員又は構成員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」とします。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

##### 2 大規模施設内のテナント・出店者に対する協力金

次の要件をすべて満たし、申請にあたって同意すべき事項に同意すること。

- (1) 要請に応じている大規模施設から、その一部区画を賃借して出店しているテナント事業者であること。

- (2) 当該大規模施設が応じている要請期間に準じて、同様の営業時間の短縮を実施したテナント事業者であること。※当該大規模施設が要請に応じていない場合は「対象外」です。
- (3) 酒類の提供（利用者による持込みを含む）を行わないこと。
- (4) カラオケ設備を使用しないこと。
- (5) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、感染拡大防止のための適切な取組を実施していること。
- (6) 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を実施していること。
- (7) 要請対象月に、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS 支援事業、栃木県地域企業事業継続支援金や飲食店等に対する営業時間短縮協力金の支給を受けていないこと。
- (8) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団等に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

## V 支給額

### 1 大規模施設（建築物の床面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの）に対する協力金

区分	1日当たりの協力金額	留意事項
共通	自己利用部分面積／1,000 m <sup>2</sup> （単位未満切捨て）×20 万円×時短率（※1）  （※1）短縮時間（※2）／本来の営業時間 （※2）短縮時間＝本来の閉店時間－20 時（イベント開催の場合は 21 時） ＊30 分以下は 0.5 時間、30 分超 60 分未満は 1 時間とみなす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000 m<sup>2</sup>を 1 単位とし、単位未満切捨てとする。</li> <li>・<u>1,000 m<sup>2</sup>未満の場合は、1,000 m<sup>2</sup>とみなす。</u></li> </ul> <b>【自己利用部分面積】</b> 大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、時短要請に応じて営業時間短縮を行っている部分の面積。  ※以下は自己利用部分面積に含まない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①テナント・出店者の区画及び自ら生活必需物資の販売等を行う時短要請対象外の区画（別表 2 参照）</li> <li>②直接的にサービス等提供を行わない部分（例）階段、エスカレーター、エレベーター、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、トイレ、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫など</li> <li>③飲食店営業許可を持って運営する飲食店部分の面積（飲食店等に対する営業時間短縮協力金に該当）</li> </ul>
追加 加算 1	<テナント事業者等把握管理にかかる追加支給> テナント・出店者及び特定百貨店店舗の数（≥10）×2 千円×時短率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大規模施設内のテナント・出店者に対する協力金」の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗（「Ⅲ 支給対象」を参照）が、<u>合わせて 10 以上存在する大規模施設に限り、追加支給する。</u></li> <li>・1つの事業者が1つの大規模施設において複数</li> </ul>

		の店舗を営んでいる場合は、店舗数で数えるものとする。
追加 加算 2	<p>&lt;百貨店等の一定の店舗に係る追加支給&gt;</p> <p>特定百貨店店舗※の数×2万円×時短率</p> <p>※「Ⅲ 支給対象」を参照</p>	<p>・百貨店等のみ追加支給する。</p> <p>・1つの事業者が1つの大規模施設において複数の店舗を営んでいる場合は、店舗数で数えるものとする。</p> <p>・特定百貨店店舗1店舗あたりの協力金については、最終的に百貨店等運営事業者から特定百貨店店舗に支払われることを想定している。</p>
追加 加算 3	<p>&lt;映画館運営事業者等に係る追加支給&gt;</p> <p>対象映画館の常設スクリーン数×2万円×上映減少率※ ×2※</p> <p>※営業時間短縮により上映できなくなった映画（9時以降の営業時間にかかるもの）の回数／本来上映する予定であった映画の回数</p> <p>※映画配給会社分を含みます。</p>	<p>・大規模施設に該当する映画館のみ追加支給する。</p> <p>・映画配給会社への支給分は、映画配給会社から委任を受けた映画館運営事業者が一括して申請・受給し、後に映画館から配給会社に分配してください。</p>

## 2 大規模施設内のテナント・出店者に対する協力金

区分	1日当たりの協力金額	留意事項
テナント ・ 出店者	<p>大規模施設内におけるテナント・出店者の専用の店舗等面積／100㎡（単位未満切捨て）×2万円×時短率（※1）</p> <p>（※1）短縮時間（※2）／本来の営業時間</p> <p>（※2）短縮時間＝本来の閉店時間－20時（イベント開催の場合は21時）</p> <p>*30分以下は0.5時間、30分超60分未満は1時間とみなす。</p>	<p>・100㎡を1単位とし、単位未満切捨てとする。</p> <p>・100㎡未満の場合は、100㎡とみなす。</p>

## VI 申請手続等

### 1 申請受付期間

令和3年9月13日（月）から令和3年11月15日（月）

### 2 申請方法

#### (1) 郵送による申請

下記アドレスより申請書類をダウンロードの上、必要な添付書類を添えて郵送してください。

<申請書類のダウンロード>

栃木県公式ホームページ

: <https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/daikibokyouryokukin.html>

県公式HP読取用二次元コード



<申請書送付先>

\*切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

\*簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。

\*11月15日（月）までの消印が有効です。

〒320-0801 栃木県宇都宮市池上町4-1

栃木県大規模施設等協力金受付センター 宛て

#### (2) インターネットによる申請

栃木県公式ホームページにてポータルサイト公開予定。(10月1日(金))

### 3 申請に必要な書類

別表3のとおり

#### 4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。その際は、支給に関する通知を送付いたします。

また、審査の結果、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給に関する通知を送付いたします。

#### 5 問い合わせ先

感染拡大防止の観点から、対面での申請受付・相談は行いません。ご不明な点は下記までお問合せください。

### 大規模施設等協力金コールセンター

(電話番号) 028-651-3708

(受付時間) 平日 午前9時から午後5時まで

## VII 留意事項

- 1 協力金の支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の返還を求めるとともに、加算金を請求し、施設名等を公表することがあります。
- 2 協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、栃木県は、対象施設等の営業時間の短縮の取組等に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- 4 協力金支給決定後、国や関係市町から本協力金に関連する事業を実施するために、申請情報の求めがあった場合には、申請情報を国や関係市町に提供することがあります。
- 5 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等から求められた場合は、求めに応じて提供することがあります。
- 6 営業時間短縮要請に応じた大規模施設等として、施設名等を公表することがあります。

# 別表 1

## 要請対象施設一覧

### 1 イベント関連施設等

施設の種類	施設の例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館
集会所・展示場	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	ホテル・旅館
運動施設・遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ
博物館等	博物館、美術館

### 2 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設等

施設の種類	施設の例
商業施設（生活必需物資を除く）	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など 物品販売業を営む店舗
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター
遊興施設	性風俗店、個室ビデオ店、ライブハウス
サービス業（生活必需サービスを除く）	エステサロン、ネイルサロン

## 別表 2

### 営業時間要請対象外の施設の例

生活必需物資販売施設	生活必需サービス	その他
卸売市場	理髪店	幼稚園
食料品売場(移動販売店舗を含む)	美容室	小・中学校
コンビニエンスストア	銭湯(公衆浴場)	高等学校
百貨店(生活必需品(*)売場)	郵便局	高等専修学校・高等専門学校
ショッピングセンター (生活必需品(*)売場)	メディア	特別支援学校
ホームセンター (生活必需品(*)売場)	貸衣装屋	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)
スーパーマーケット	不動産屋	放課後児童クラブ(学童保育)
農産物直売所	火葬場	障害児通所支援事業所
ガソリンスタンド	質屋	老人福祉法及び介護保険法関係の施設・事業所
靴屋・衣料品店	獣医	婦人保護施設
雑貨屋・文房具屋	修理店(時計、靴、洋服等)	その他の社会福祉施設
酒屋・食料品店	ランドリー	大学
本屋	クリーニング店	専修学校(高等専修学校を除く)
自転車屋	ごみ処理関係	日本語学校・外国語学校
家電販売店・家具屋	神社	インターナショナルスクール
花屋・園芸用品店	寺院	自動車教習所
鍵屋	教会	学習塾
自動車販売店・カー用品店		家庭教師
		英会話教室
		音楽教室・絵画教室
		バレエ教室・体操教室
		葬祭場
		図書館
		マンガ喫茶
		ネットカフェ

(\*) 生活必需品・・・食品、医薬品、医療危機その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、家電製品、本、文房具



# 別表 3

## 申請書類一覧

以下の他、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

### 1 共通（全ての申請者が提出するもの）

	提出書類	備考
①	申請書 *全3ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>振込口座については、必ず申請者名義の口座を御指定ください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。</li> <li><u>同意すべき事項</u>については、内容を必ずご確認ください。</li> </ul>
②	振込先口座の通帳等の写し	通帳の表紙及び見開きページ（以下の情報が確認できるもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関名（金融機関コード）</li> <li>支店名（支店コード）</li> <li>口座種別</li> <li>口座番号</li> <li>口座名義人（カナ表記含む）</li> </ul> インターネットバンキングの場合は、上記事項の記載されたページの写し
③	本人確認書類の写し	（法人等の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>履歴事項全部証明書、確定申告書等の写し</li> </ul> （個人事業者の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）等の写し</li> </ul>

### 2 <大規模施設>及び<大規模施設に該当する映画館運営事業者>が提出するもの

	提出書類	備考
①	協力金算定シート（ <u>大規模施設用</u> ）	大規模施設ごとに作成してください。
②	自己利用部分面積算定シート（ <u>別紙①</u> ）	大規模施設ごとに作成してください。
③	時短率算出シート（ <u>別紙②</u> ）	大規模施設ごとに作成してください。
④	施設の床面積が確認できる書類	施設全体の面積が確認できる登記事項証明書、大規模小売店舗立地法上の届出（面積表など、建築物の床面積等がわかるページ）、施設平面図等の写しなど
⑤	自己利用部分面積が確認できる書類	<b>*自己利用部分面積が 2,000 ㎡以上の場合のみ提出</b> 大規模小売店舗立地法上の届出（面積表、求積図、求積表など）、施設平面図等の写し、施設管理台帳など
⑥	営業時間短縮の実施内容が確認できる書類	営業時間短縮をお知らせする店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、看板の写真など

⑦	要請期間前の本来の営業時間が確認できる書類	店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、看板の写真など
⑧	テナント・出店者に対する協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗の一覧（別紙④）	大規模施設ごとに作成してください。
⑨	テナント事業者等把握管理にかかる追加支給の対象となるテナント・出店者の店舗名、業種業態、従来の営業時間を確認できる書類	<b>*テナント事業者等把握管理にかかる追加支給を申請する場合のみ提出</b> テナント管理台帳、店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、大規模小売店舗立地法上の届出（小売業者一覧、併設施設の面積など）
⑩	特定百貨店店舗であることが確認できる書類	<b>*特定百貨店店舗を有する百貨店のみ提出</b> 特定百貨店との契約書、フロアマップ、店子管理台帳など
⑪	上映減少率算出シート（別紙③）	<b>*大規模施設に該当する映画運営会社のみ提出</b> 映画館ごとに作成してください。
⑫	委任状（映画配給会社用）（別紙⑤）	<b>*大規模施設に該当する映画運営会社のみ提出</b>
⑬	時短要請中に、時短要請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数が確認できる書類	<b>*大規模施設に該当する映画運営会社のみ提出</b> 映画館の案内やホームページなど
⑭	時短要請中に本来上映する予定であった映画の回数が確認できる書類	<b>*大規模施設に該当する映画運営会社のみ提出</b> 映画館の案内やホームページなど
⑮	常設のスクリーン数を確認できる書類	館内マップなど

### 3 <大規模施設>内のテナント・出店者が提出するもの

	提出書類	備考
①	大規模施設への出店が確認できる書類	賃貸借契約書等の写し、大規模小売店舗立地法上の届出（小売業者一覧、併設施設の面積など）
②	出店している大規模施設の本来の営業時間が確認できる書類	<b>*大規模施設がとりまとめて提出する場合は不要</b> 店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、看板の写真など
③	出店している大規模施設の営業時間短縮の実施内容が確認できる書類	<b>*大規模施設がとりまとめて提出する場合は不要</b> 営業時間短縮をお知らせする店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、看板の写真など
④	店舗の外観がわかる写真	看板などを写して、店舗名がわかるようにしてください。
⑤	協力金算定シート（テナント・出店者用）	

⑥	時短率算出シート (別紙②)	店舗ごとに作成してください。
⑦	テナント・出店者の面積が 確認できる書類	<b>*自己利用部分面積が 200 m<sup>2</sup>以上の場合のみ提出</b> 賃貸借契約書、大規模小売店舗立地法上の届出（面積表、求積図、求積表など）、施設平面図等の写しなど
⑧	要請期間前の本来の営業 時間が確認できる書類	店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、看板の写真など
⑨	営業時間短縮の実施内容 が確認できる書類	営業時間短縮をお知らせする店頭チラシや店舗ホームページ、パンフレット、看板の写真など